

別表 1

法第34各号に該当することを証する書類一覧表

該 当 法 令		内 容	必 要 図 書
法第34条	令 第 3 6 条 第1項第3号		
第 1 号	イ	公共公益施設	1. 事業計画書その他利用者の居住区域がわかる資料 2. 営業資格等を証する書類
		日用品店舗等	1. 業務内容説明書 2. 営業資格等を証する書類
第 2 号		資源の活用	1. 利用目的、利用方法、利用対象、規模等について記載した書類 2. 資源の埋蔵、分布等の状況を示す図面
第 3 号		温度、湿度、空気等	政令が未制定で適用なし
第 4 号		農林漁業用施設	1. 利用目的、利用方法、利用対象、規模等について記載した書類 2. 生産地との関係、取扱品目、取扱量等について記載した書類 3. 生産地との関係を示す図面（S=1/2, 500）
第 5 号		農林業等活性化基盤施設	1. 所有権移転等促進計画の内容を示す書類
第 6 号		中小企業の事業の共同化施設等	1. 事業の概要を説明する書類 2. 助成事業の対象であることを証する書類 3. 共同化又は集団化された組合等の定款
第 7 号		市街化調整区域における既存工場と密接な関連を有する関連工場施設	1. 既存工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 2. 申請工場に関する申告書（業種、業態、工程、原料、製品名） 3. 両工場の関連（作業工程及び原材料、製品等の輸送等） 4. 両工場間の取扱高及び全体との比率を記載した書類 5. 地場産業については周辺同種工場の分布の状況図
第 8 号		危険物の処理貯蔵施設（火薬庫）	1. 業務内容説明書 2. 火薬類取締法第12条の許可書の写し
第8号の2		災害危険区域等	1. 移転計画書 2. 従前建築物等の現況写真 3. 従前建築物等の建物の全部事項証明書 4. 所有権を有する者の同意書
第 9 号		沿道サービス施設等	1. 業務内容説明書
第 10 号		集落地区計画に定める施設	1. 集落地区計画の内容を示す書類
第 11 号	ロ	市街化区域に隣接、近接等で条例で指定されたもの	1. 申請者の資産証明 2. 予定建築物の立面図等、細則第47条の基準に該当することを証する書類
第 12 号	ハ	定型的なもので条例で指定されたもの	条例が未制定で適用なし

該 当 法 令		内 容	必 要 図 書
法第34条	令 第 3 6 条 第1項第3号		
第 1 3 号	ニ	既存の権利の届者が その権利の行使とし て行うもの	1. 既存の権利の届出書の写し
第 1 4 号	ホ	審査基準1号 分 家 住 宅	1. 本家及び分家予定者の住民票 2. 本家と分家予定者の親族関係を証する書 類（戸籍謄本等）ただし、1. により親族 関係が確認できる場合は不要 3. 分家予定者の資産証明 4. 本家の土地所有状況を示す書類 5. 農業振興地域内の土地の交換分合による 場合は交換分合であることを示す書類
		審査基準1号の2 指定既存集落内の分 家住宅	1. 審査基準1号1～4と同じ
		審査基準2号 収用対象事業の施行 による移転	1. 収用対象事業の施行による移転であるこ とを証する書類 2. 被買収地土地利用状況図及び建築平面図 3. 被買収地と移転地との位置関係を示す図面 (S=1/2,500)
		審査基準3号 社寺、仏閣及び納骨堂	1. 建築物の利用対象について記載した書類
		審査基準5号 既存事業所の従業員 住宅等	1. 既存事業所土地利用状況図及び建築平面図 2. 既存事業所と従業員住宅等との位置関係 を示す図面
		審査基準6号 土地区画整理事業区域内 における建築物等	1. 土地区画整理事業の施行された土地の区 域内であることの証明
		審査基準7号 既存集落内の自己用 住宅	1. 申請者の住民票 2. 申請者の資産証明
		審査基準7号の2 指定既存集落内の自 己用住宅	1. 審査基準7号1～2と同じ 2. かつて10年以上生活の本拠を有していた 者に該当する場合は、それを証する書類
		審査基準8号 地区集会所等の建築物	1. 建築物の利用対象、管理運営組織の規模 等について記載した書類
		審査基準9号 既存建築物の建替	1. 既存建築物の敷地の土地利用状況図 2. 既存建築物の平面図 3. 既存建築物の経緯を説明する書類
		審査基準10号 災害危険区域内の建 築物の移転	1. 法令又は条例等に基づく移転であるこ とを証する書類 2. 従前敷地の位置図、土地利用状況図、建 築平面図

該 当 法 令		内 容	必 要 図 書
法第34条	令 第 3 6 条 第1項第3号		
第 1 4 号	ホ	審査基準11号 既存宅地	1. 線引の際に宅地であったことを証する書類（課税証明等） 2. 従前用途とほぼ同一のものにしようとするものについては従前用途を証する書類
		審査基準11号の2 既存宅地の分割	1. 審査基準11号と同じ
		審査基準12号 既済の開発行為	1. 既済の開発行為の確認証の写し及び確認を受けた土地利用計画図
		審査基準13号 既存の権利の未届け	1. 届出期間中、線引都市計画区域外に居住していたことを証する書類及び届出ができなかったことの理由書 2. 申請者資産証明
		審査基準14号 既存の権利の未行使	1. 既存の権利の届出に基づく権利を法定期間内に行使できなかった理由及びそのことを証する書類
		審査基準15号 公営住宅	1. 過疎地域振興計画に基づいて計画されるものについては、これを証する書類
		審査基準16号 レクリエーション施設	1. 建築物の利用対象について記載した書類
		審査基準17号 指定既存集落内の小規模な工場等	1. 申請者の住民票 2. 業務内容説明書
		審査基準18号 地域振興のための工場等	1. 本号基準4に該当することを説明する書類
		審査基準20号 有料老人ホーム	1. 業務内容説明書
		審査基準21号 やむを得ない理由による用途変更	1. やむを得ない理由を証する書面 2. 既存建築物の経緯を説明する書類 3. 業務内容説明書 4. 用途変更前の業務内容説明書 5. 営業資格等を証する書類（必要な場合） 6. 申請者の資産証明 7. 既存建築物の敷地の利用状況図 8. 既存建築物の平面図 ※3～5は、住宅以外の場合、6は、住宅の場合7, 8は、建て替え等を行う場合
審査基準22号 最終処分場の管理施設等	1. 宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱に基づく事前協議終了通知書又は許可書の写し		
※ この表には、一般的な必要書類を掲げましたが、申請内容により、各号該当の判断資料として別途知事が必要と認める書類（県細則第25条の2第4号）を求める場合があります。（判断に必要な最小限のものに限る。）			